

通関協議会（本関地区）

（令和2年6月開催関係）

令和2年6月9日（火）開催の通関協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から中止となりましたが、当日、横浜税関から説明を予定しておりました議題の配布資料を掲載いたしますのでご活用願います。

○配布資料（議題）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により提出の猶予
を受けた原産地証明書等の提出について

次回開催予定日 **未定【7月中の開催を検討中】**

開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

令和2年6月
横浜税関業務部

関係者 各位

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により
提出の猶予を受けた原産地証明書等の提出について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

今般、税関ホームページの原産地規則ポータルに掲載されている「各国における原産地証明書発給停止等への対応（2020年4月3日掲載）」に、新型コロナウイルス感染症拡大に係る提出の猶予を受けた原産地証明書等の提出方法等が掲載されましたので、お知らせします。

（掲載）税関ホームページ

https://www.customs.go.jp/roo/origin/roo_corona.htm

（掲載内容）「※提出の猶予を受けた原産地証明書等の提出について」

・書面で提出する場合

書面で提出する場合は、提出する原産地証明書等に申告等年月日、申告等番号を付記するか、輸入申告等控情報、輸入許可等通知情報又は申告等年月日及び申告等番号を記載した書面を添付してください。

なお、経済連携協定の締約国の権限ある当局等から電子的な方法により発給された原産地証明書等は、原則として、下記「NACCSで提出する場合」により提出してください。

・NACCSで提出する場合

NACCSで提出する場合は、「添付ファイル登録（MSB）」業務※で行ってください。

MSB業務での提出は、申告等毎に申告等官署・部門宛に行い、業務画面の任意項目の各欄には以下の内容を記載してください。また、MSB業務実施前に送信先の税関官署へ事前連絡をお願いいたします。

- 「件名」：（原産地証明書の場合）「COコロナ提出猶予」等
- 「申告申請等番号」：資料送付を行う申告等の番号
- 「通信欄」：申告等年月日、担当者名及び電話番号

※通関関係書類の電子的な提出は、通常、「申告添付登録（MSX）」業務により行いますが、新型コロナウイルス感染症拡大に起因して提出猶予を受けた原産地証明書等に限りMSB業務での提出を可能とします。

【問合せ先】

- 業務部通関総括第1部門（輸入手続関係）
電話：045-212-6150
- 業務部原産地調査官（原産地認定・特惠関税関係）
電話：045-212-6174



原産地規則ポータル

文字サイズ [+ 大きく](#)[元に戻す](#)[- 小さく](#)

サイト内検索

検索

[ホーム](#)[原産地規則とは](#)[協定・法令等](#)[原産地証明手続](#)[事後確認](#)[税関ホームページ](#)現在位置: [原産地規則ポータル](#) > 各国における原産地証明書発給停止等への対応

各国における原産地証明書発給停止等への対応 (2020年4月3日掲載)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う各国における原産地証明書の発給状況に鑑み、当分の間、締約国原産地証明書等(注)の提出については以下の通り取り扱うこととします。

(注) 関税法施行令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書、同号ハに規定する締約国品目証明書及び関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書。

締約国原産地証明書等の提出について

新型コロナウイルス感染症拡大に起因し、経済連携協定の締約国の権限ある当局等が締約国原産地証明書等の発給を休止している場合や、当該締約国から書類を運送することが困難となっている場合等(輸入者の責めに帰することができない理由による場合に限る。)には、関税法施行令第61条第4項及び関税暫定措置法施行令第28条に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当するものとして、輸入申告等に際して締約国原産地証明書等の提出猶予が認められます。

また、関税法施行令第61条第1項第2号ロ及び関税暫定措置法施行令第31条第3項の規定により提出するものとされている書類についても、提出することが困難と認められるときは、同様に提出猶予が認められます。

なお、本取扱いには締約国原産地証明書等の提出を不要とするものではありません。よって、締約国原産地証明書等を提出できない場合には、特惠税率の適用は認められないこととなりますので、納付すべき税額に不足額があるときは修正申告をする必要があります。

具体的な取り扱いについては、最寄りの税関官署にお問い合わせください。

※提出の猶予を受ける場合の手続について

● 書面で手続する場合

書面での手続は、原産地証明書等の提出猶予申請の様式(税関様式C-5295、C-5295-1又はP-8200)を税関へ提出してください。

● NACCSで手続する場合

NACCSでの手続は、業務仕様書「5001.輸入申告事項登録」及び「電算関係税関業務事務処理要領」に基づき、税関に事前に相談いただいたうえで、IDAを行う際に原産地証明書識別コードの4桁目に「M」(特惠用原産地証明書提出猶予申請を行う貨物(一般貨物))又は「7」(EPAに基づく原産地証明書又は原産品申告書の提出猶予申請を行う貨物(EPA用))を入力し、具体的な理由を「記事(税関)」欄に入力してください。

※提出の猶予を受けた原産地証明書等の提出について

● 書面で提出する場合

書面で提出する場合は、提出する原産地証明書等に申告等年月日、申告等番号を付記するか、輸入申告等控情報、輸入許可等通知情報又は申告等年月日及び申告等番号を記載した書面を添付してください。

なお、経済連携協定の締約国の権限ある当局等から電子的な方法により発給された原産地証明書等は、原則として、下記「NACCSで提出する場合」により提出してください。

● NACCSで提出する場合

NACCSで提出する場合は、「添付ファイル登録(MSB)」業務※で行ってください。

MSB業務での提出は、申告等毎に申告等官署・部門宛に行い、業務画面の任意項目の各欄には以下の内容を記載してください。また、MSB業務実施前に送信先の税関官署へ事前連絡をお願いいたします。

- 「件名」: (原産地証明書の場合)「COコロナ提出猶予」等
- 「申告申請等番号」: 資料送付を行う申告等の番号
- 「通信欄」: 申告等年月日、担当者名及び電話番号

※通関関係書類の電子的な提出は、通常、「申告添付登録(MSX)」業務により行いますが、新型コロナウイルス感



パンフレット・お知らせ

[リーフレット「日EU協定に基づくEU税関当局からの情報提供要請」](#)



[リーフレット「経済連携協定の品目別規則が検索できます」](#)



[リーフレット「特惠税率の適用に際しては、貨物が「原産品」であることを確認してください」](#)



[リーフレット「特惠税率適用に関する「事後確認」の実施について」](#)



[リーフレット「中古品に対する日EU協定の原産地規則の適用について」](#)



[リーフレット「日EU・EPA協定発効前に船積みされた貨物の取扱い」](#)



[リーフレット「日EU協定に基づく情報提供要請」](#)



ご相談・お問い合わせ

[お問い合わせ](#)

[EPA自己申告制度を利用した輸出のご相談\(対面又はメール\)](#)


[原産地手続や原産地規則に関するお問合せは、こちらをご利用ください。](#)

よくある質問

染拡大に起因して提出猶予を受けた原産地証明書等に限りMSB業務での提出を可能とします。

[よくある質問\(FAQ\)](#)

※[新型コロナウイルス感染拡大に伴う各国の原産地証明書発給業務等状況にかかる我が国への通知内容](#)[PDF:113KB]

 (2020年5月25日現在)

[ページの先頭へ](#)

[著作権等](#)

[免責事項](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ方針](#)

[よくある質問](#)

[お問合せ](#)

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1(財務省関税局)

[▶ 財務省案内図](#)

Copyright(C) 財務省